

別添

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>昭和52年12月27日 (認可番号52安(保障)第2030号)            昭和53年5月29日 1次改正 (認可番号53安(保障)第1177号)            昭和54年1月15日 2次改正 (認可番号53安(保障)第3159号)            昭和54年5月31日 3次改正 (認可番号54安(保障)第1368号)            昭和54年8月6日 4次改正 (認可番号54安(保障)第1679号)            昭和56年6月16日 5次改正 (認可番号56安(保障)第2000号)            昭和59年9月13日 6次改正 (認可番号59安(保障)第3339号)            昭和61年4月11日 7次改正 (認可番号61安(保障)第2061号)            昭和63年10月1日 8次改正 (認可番号63安(保障)第5420号)            平成7年3月1日 9次改正 (認可番号7安(保障)第1590号)            平成7年9月11日10次改正 (認可番号7安(保障)第3383号)            平成8年2月27日11次改正 (認可番号8安(保障)第281号)            平成8年6月27日12次改正 (認可番号8安(保障)第3430号)            平成9年10月1日13次改正 (認可番号9原(保障)第2551号)            平成11年9月14日14次改正 (認可番号11原(保障)第4130号)            平成14年12月20日15次改正 (認可番号14 諸文科科 第3946号)            平成16年1月14日16次改正 (認可番号15 諸文科科 第4704号)            平成16年6月18日17次改正 (認可番号16 諸文科科 第1237号)            平成18年12月25日18次改正 (認可番号18 諸文科科 第3473号)            平成20年10月9日19次改正 (認可番号20 諸文科科 第3023号)            平成24年7月10日20次改正 (認可番号24 受文科開 第1138号)            平成25年2月28日21次改正 (認可番号24 受文科開 第2978号)            平成26年4月1日22次改正 (認可番号 原規放発第1403257号)            平成26年10月18日23次改正 (認可番号 原規放発第1410159号)            平成28年3月28日24次改正 (認可番号 原規放発第1603281号)            平成29年10月3日25次改正 (認可番号 原規放発第1710031号)</p>	<p>昭和52年12月27日 (認可番号52安(保障)第2030号)            昭和53年5月29日 1次改正 (認可番号53安(保障)第1177号)            昭和54年1月15日 2次改正 (認可番号53安(保障)第3159号)            昭和54年5月31日 3次改正 (認可番号54安(保障)第1368号)            昭和54年8月6日 4次改正 (認可番号54安(保障)第1679号)            昭和56年6月16日 5次改正 (認可番号56安(保障)第2000号)            昭和59年9月13日 6次改正 (認可番号59安(保障)第3339号)            昭和61年4月11日 7次改正 (認可番号61安(保障)第2061号)            昭和63年10月1日 8次改正 (認可番号63安(保障)第5420号)            平成7年3月1日 9次改正 (認可番号7安(保障)第1590号)            平成7年9月11日10次改正 (認可番号7安(保障)第3383号)            平成8年2月27日11次改正 (認可番号8安(保障)第281号)            平成8年6月27日12次改正 (認可番号8安(保障)第3430号)            平成9年10月1日13次改正 (認可番号9原(保障)第2551号)            平成11年9月14日14次改正 (認可番号11原(保障)第4130号)            平成14年12月20日15次改正 (認可番号14 諸文科科 第3946号)            平成16年1月14日16次改正 (認可番号15 諸文科科 第4704号)            平成16年6月18日17次改正 (認可番号16 諸文科科 第1237号)            平成18年12月25日18次改正 (認可番号18 諸文科科 第3473号)            平成20年10月9日19次改正 (認可番号20 諸文科科 第3023号)            平成24年7月10日20次改正 (認可番号24 受文科開 第1138号)            平成25年2月28日21次改正 (認可番号24 受文科開 第2978号)            平成26年4月1日22次改正 (認可番号 原規放発第1403257号)            平成26年10月18日23次改正 (認可番号 原規放発第1410159号)            平成28年3月28日24次改正 (認可番号 原規放発第1603281号)            平成29年10月3日25次改正 (認可番号 原規放発第1710031号)  <u>令和2年 月 日26次改正 (認可番号 原規放発第 号)</u></p>	<p>・施行期日の追加に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>燃料対策・冷却設備部燃料管理GM</b>とする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) <b>本社</b>の計量管理担当（原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質）は、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。</p> <p>2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。</p> <p>2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>プール燃料取り出しプログラム部5・6号燃料取り出しPJGM</b>とする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理担当（原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質）は、核燃料物質の計量管理に関する業務について<b>所長を補佐するとともに</b>計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(3) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。</p> <p>2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。</p> <p>2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>・組織改編に伴う変更</p> <p>・組織改編に伴う変更および記載の適正化に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(払出し手続)</p> <p>第 20 条 計量管理責任者は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量の確認並びに同定を行うとともに、必要に応じ第 7 章に定める測定を実施するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、発電所外に払出しを行う場合、前項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分及び燃焼度</p> <p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 21 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(保管及び貯蔵の手続)</p> <p>第 22 条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合は、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合は同定を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 1 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(払出し手続)</p> <p>第 20 条 計量管理責任者は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量の確認並びに同定を行うとともに、必要に応じ第 7 章に定める測定を実施するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、発電所外に払出しを行う場合、前項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分及び燃焼度</p> <p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 21 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(保管及び貯蔵の手続)</p> <p>第 22 条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合は、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合は同定を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 1 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する当該職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>・法律改正に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 49 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 11 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時  (2) 封印又は監視装置の取外しの理由  (3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡)</p> <p>第 50 条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第 23 条第 1 項及び第 2 項に定める試料の取去及び保管  (2) 第 49 条第 1 項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で必要と判断した場合は、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 49 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 10 項、第 11 項、第 12 項及び第 13 項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時  (2) 封印又は監視装置の取外しの理由  (3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡)</p> <p>第 50 条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第 23 条第 1 項及び第 2 項に定める試料の取去及び保管  (2) 第 49 条第 1 項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で必要と判断した場合は、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>・法律改正に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

更 前	変 更 後	備 考
<p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)                      第51条 法律第52条第1項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。                      2 計量管理責任者は、<u>5・6号/共通設備保全部計装設備GM</u>とする。                      3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)                      第52条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)                      第53条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。                      (1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。                      (2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。                      (3) <u>本社</u>の計量管理担当（使用の許可を受けた核燃料物質、設備）は、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)                      第54条 発電所全体をもってMBAを設定し、その符号は<del>          </del>とする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)                      第55条 MBA内に計量管理を行うためのKMPを設定する。                      2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)                      第51条 法律第52条第1項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。                      2 計量管理責任者は、<u>電気・計装部燃料計装設備GM</u>とする。                      3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)                      第52条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)                      第53条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。                      (1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。                      (2) 計量管理担当（使用の許可を受けた核燃料物質、設備）は、核燃料物質の計量管理に関する業務について<u>所長を補佐するとともに</u>計量管理責任者を支援、指導するものとする。                      (3) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)                      第54条 発電所全体をもってMBAを設定し、その符号は<del>          </del>とする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)                      第55条 MBA内に計量管理を行うためのKMPを設定する。                      2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>・組織改編に伴う変更</p> <p>・組織改編および記載の適正化に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4編 設備等に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第78条 別表6に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、第1号機及び第2号機については燃料対策・冷却設備部使用済燃料プール冷却GM、第6号機については5・6号/共通設備保全部機械GMとする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第79条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第80条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、設備等の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 本社の計量管理担当(使用の許可を受けた核燃料物質、設備)は、設備等の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 国際規制物資計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第81条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに国際規制物資計量管理区域(以下「ACA」という。)を設定する。</p> <p>2 ACA及びその符号は、別表12に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 計量管理の原則</p> <p>(実施単位)</p> <p>第82条 発電所における設備等の計量管理は、それぞれのACAを1単位として行うものとする。</p> <p>(計量管理システム)</p> <p>第83条 計量管理は、帳簿在庫管理及び員数勘定、同定による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告等により行うものとする。</p>	<p>第4編 設備等に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第78条 別表6に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、第1号機及び第2号機並びに第6号機については機械部1～6号機械設備GMとする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第79条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第80条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理担当(使用の許可を受けた核燃料物質、設備)は、設備等の計量管理に関する業務について所長を補佐するとともに計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(3) 計量管理責任者は、設備等の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>第2章 国際規制物資計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第81条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに国際規制物資計量管理区域(以下「ACA」という。)を設定する。</p> <p>2 ACA及びその符号は、別表12に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 計量管理の原則</p> <p>(実施単位)</p> <p>第82条 発電所における設備等の計量管理は、それぞれのACAを1単位として行うものとする。</p> <p>(計量管理システム)</p> <p>第83条 計量管理は、帳簿在庫管理及び員数勘定、同定による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告等により行うものとする。</p>	<p>・組織改編に伴う変更</p> <p>・組織改編および記載の適正化に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日)                      第1条 この規定は、<u>平成29年 11月 1日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日)                      第1条 この規定は、<u>令和2年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする。</p>



福島第一原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">別図-1 計量管理組織 (第6条, 第52条, 第79条関係)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(本社)</p> <p>廃炉・汚染水対策最高責任者 — プロジェクト計画部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計量管理担当 (使用の許可を受けた核燃料物質, 設備)</li> <li>計量管理担当 (原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">(福島第一原子力発電所)</p>	<p style="text-align: center;">別図-1 計量管理組織 (第6条, 第52条, 第79条関係)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(福島第一原子力発電所)</p> </div>	<p>・組織改編に伴う変更</p>
<p>注: <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 印は発電所計量管理関係職位を示す。</p>	<p>注: <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 印は発電所計量管理関係職位を示す。</p>	

下線: 変更箇所